

議案第87号 交野市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案書23P～29P

1. 改正の目的

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、国民健康保険制度において、令和6年1月から出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の均等割保険料及び所得割保険料の軽減措置が講じられることから、本市においても所要の改正を行う。

2. 条例の主な内容

出産する被保険者に係る産前産後期間相当分(4か月間(多胎妊娠の場合は6か月間))の均等割保険料及び所得割保険料の減額を行う。

対象期間	出産の予定日(出産日)が属する月の前月から出産の予定日(出産日)が属する月の翌々月までの計4か月分の保険料 (多胎妊娠・出産の場合は、出産の予定日(出産日)が属する月の3か月前から6か月間)
------	--

3. 施行日:令和6年1月1日

交野市国民健康保険条例（昭和55年条例第32号）新旧対照表

新	旧
<p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第12条の3 <u>保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）を除く被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第23条、<u>第23条の4及び第23条の5の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、<u>第28条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</u></u></u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>イ 法第74条の規定による補助金の額</p> <p>ロ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このロにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する</p>	<p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第12条の3 <u>保険料_____のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）を除く被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第23条及び第23条の4_____の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</u> _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>イ 法第74条の規定による補助金の額</p> <p>ロ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このロにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する</p>

新	旧
<p>費用に係るものを除く。)の額</p> <p>ハ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金(三において「国民健康保険保険給付費等交付金」という。)(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。)に係るものを除く。)の額</p> <p>ニ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、<u>第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金並びに国民健康保険保険給付費等交付金</u>(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。))<u>を</u>除く。)の額</p> <p>(3) <u>当該年度における第28条第1項の規定による基礎賦課額の減免の額の総額</u></p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</p>	<p>費用に係るものを除く。)の額</p> <p>ハ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金(二において「国民健康保険保険給付費等交付金」という。)(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。)に係るものを除く。)の額のうち、次に掲げる額の合算額を除く額</p> <p>(1) <u>国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。)第6条第6項第1号に掲げる額(規則で定める額を除く。)</u></p> <p>(2) <u>算定政令第6条第6項第2号に掲げる額</u></p> <p>(3) <u>算定政令第6条第6項第3号に掲げる額</u></p> <p>ニ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び<u>第72条の3の2第1項</u>の規定による繰入金及び<u>国民健康保険保険給付費等交付金</u>(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。))<u>並びに算定政令第6条第6項第1号(規則で定める額を除く。)、第2号及び第3号に掲げる額を除く。)</u>の額</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</p>

新	旧
<p>第14条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（<u>同法附則第35条の2の6第8項又は第11項</u>）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（<u>同法附則</u></p>	<p>第14条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（<u>同法附則第35条の2の6第11項又は第15項</u>）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（<u>同法附則</u></p>

新	旧
<p>第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第22条第1項第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第23条において「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、第16条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(退職被保険者等に係る基礎賦課額の被保険者均等割額及び世帯別平等割額の算定)</p>	<p>第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第22条第1項第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第23条において「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、第16条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(退職被保険者等に係る基礎賦課額の被保険者均等割額及び世帯別平等割額の算定)</p>

新	旧
<p>第16条の4 (略)</p> <p>2 第16条の2の世帯別平等割額は、第1号から第3号までに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ第1号から第3号までに定める額とする。</p> <p>(1) <u>次号</u>又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第16条第1項第3号イに定めるところにより算定した額</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)</p> <p>第16条の5の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第23条、<u>第23条の4及び第23条の5の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。</u>)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。<u>ただし、第28条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の</p>	<p>第16条の4 (略)</p> <p>2 第16条の2の世帯別平等割額は、第1号から第3号までに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ第1号から第3号までに定める額とする。</p> <p>(1) <u>第2号</u>又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第16条第1項第3号イに定めるところにより算定した額</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)</p> <p>第16条の5の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第23条及び第23条の4<u>の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。</u>)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。<u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の</p>

新	旧
<p>納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額</p> <p>ロ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、<u>第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項</u>の規定による繰入金を除く。)の額</p> <p><u>(3) 当該年度における第28条第1項の規定による後期高齢者支援金等賦課額の減免の額の総額</u></p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第16条の5の4 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、<u>次条</u>の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額及び世帯別平等割額の算定)</p> <p>第16条の5の8 (略)</p> <p>2 第16条の5の6の世帯別平等割額は、第1号から第3号までに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ第1号から第3号までに定める額とする。</p> <p>(1) <u>次号</u>又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第16条の5</p>	<p>納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額</p> <p>ロ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び<u>第72条の3の2第1項</u>の規定による繰入金を除く。)の額</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第16条の5の4 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、<u>第16条の5の5</u>の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額及び世帯別平等割額の算定)</p> <p>第16条の5の8 (略)</p> <p>2 第16条の5の6の世帯別平等割額は、第1号から第3号までに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ第1号から第3号までに定める額とする。</p> <p>(1) <u>第2号</u>又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第16条の5</p>

新	旧
<p>の5第1項第3号イに定めるところにより算定した額 (2)・(3) (略) (介護納付金賦課総額)</p> <p>第16条の6 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第23条及び第23条の5の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。<u>ただし、第28条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額</p> <p>ロ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)</p>	<p>の5第1項第3号イに定めるところにより算定した額 (2)・(3) (略) (介護納付金賦課総額)</p> <p>第16条の6 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第23条____の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額</p> <p>ロ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項_____の規定による繰入金を除く。)</p>

新	旧
<p>の額</p> <p>(3) <u>当該年度における第28条第1項の規定による介護納付金賦課額の減免の額の総額</u></p> <p>(賦課期日後において納入義務の発生若しくは消滅又は被保険者数の異動等があつた場合)</p> <p>第19条 保険料の賦課期日後に納入義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、<u>若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった若しくは特例対象被保険者等でなくなった場合における当該納入義務者に係る第13条、第16条の2、第16条の5の3若しくは第16条の5の6の額（被保険者数が増加若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）</u></p> <p><u>_____における当該納入義務者に係る世帯別平等割額を除く。）若しくは第16条の7の額又は第23条第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第23条の4第1項（同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第16条若しくは第16条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第23条の4第4項第1号（同条第6項の規定により読み替えて準用する場</u></p>	<p>の額</p> <p>(賦課期日後において納入義務の発生若しくは消滅又は被保険者数の異動等があつた場合)</p> <p>第19条 保険料の賦課期日後に納入義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、<u>又は1世帯に属する被保険者が</u> <u>_____介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった_____</u></p> <p><u>_____場合における当該納入義務者に係る第13条、第16条の2、第16条の5の3若しくは第16条の5の6の額（被保険者数が増加若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となった場合における当該納入義務者に係る世帯別平等割額を除く。）又は第16条の7_____</u></p> <p><u>_____に定める額若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額</u></p>

新	旧
<p>合を含む。次項において同じ。)に定める額、第23条の5第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは同条第5項各号(同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額の算定は、それぞれ、その納入義務が発生し、又は被保険者数が増加若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった若しくは特例対象被保険者等ではなくなった日の属する月から、月割をもって行う。</p> <p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納入義務者に係る第13条、第16条の2、第16条の5の3若しくは第16条の5の6の額若しくは第16条の7の額又は第23条第1項各号に定める額、第23条の4第1項に定める第16条若しくは第16条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第23条の4第4項第1号に定める額、第23条の5第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額の算定は、その納入義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した)した場合においては、その消滅</p>	<p>_____の算定は、それぞれ、その納入義務が発生し、又は被保険者数が増加若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)又は1世帯に属する被保険者が_____介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日又は特例対象被保険者等となった日_____の属する月から、月割をもって行う。</p> <p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納入義務者に係る第13条、第16条の2、第16条の5の3若しくは第16条の5の6の額又は第16条の7_____の額又は第23条第1項各号に定める額若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額</p> <p>_____の算定は、その納入義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅し、又は被保険者数が減少した場合においては、その</p>

新	旧
<p>した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、<u>月割</u>をもつて行う。</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第23条 次の各号に該当する納入義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条又は第16条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が第16条の5の額を超える場合には、第16条の5の額)とする。</p> <p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納入義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(法第6条第8号の規定により、被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項)の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、</p>	<p>消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで<u>月割</u>をもつて行う。</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第23条 次の各号に該当する納入義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条又は第16条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が第16条の5の額を超える場合には、第16条の5の額)とする。</p> <p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納入義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(法第6条第8号の規定により、被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項)の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、</p>

新	旧
<p>同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（<u>同法附則第35条の2の6第11項</u>又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の</p>	<p>同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（<u>同法附則第35条の2の6第15項</u>又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の</p>

新	旧
<p>控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納入義務者</p> <p>イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者の均等割額の算定の対象とされるもの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額</p> <p>イ 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額</p> <p>ロ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 第16条第2項及び第3項の規定は、<u>前項</u> 各号のイ及びロに規</p>	<p>控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納入義務者</p> <p>イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者の均等割額の算定の対象とされるもの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額</p> <p>イ 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額</p> <p>ロ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 第16条第2項及び第3項の規定は、<u>第1項</u>各号のイ及びロに規</p>

新	旧
<p>定する額の決定について準用する。この場合において、第16条第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第1項及び前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第16条の2」とあるのは「第16条の5の3又は第16条の5の6」と、「第16条の5の額」とあるのは「第16条の5の9の額」と、前項中「第16条」とあるのは「第16条の5の5」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条又は第16条の2」とあるのは「第16条の7」と、「第16条の5の額」とあるのは「第16条の10の額」と、第2項中「第16条」とあるのは「第16条の9」と読み替えるものとする。</p> <p>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</p> <p>第23条の4 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第16条又は第16条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第16条第2項の規定により端数の切り上</p>	<p>定する額の決定について準用する。この場合において、第16条第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第1項及び第2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第16条の2」とあるのは「第16条の5の3又は第16条の5の6」と、「第16条の5の額」とあるのは「第16条の5の9の額」と、第2項中「第16条」とあるのは「第16条の5の5」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項から第4項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条又は第16条の2」とあるのは「第16条の7」と、「第16条の5の額」とあるのは「第16条の10の額」と、第2項中「第16条」とあるのは「第16条の9」と読み替えるものとする。</p> <p>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</p> <p>第23条の4 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第16条又は第16条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第16条第2項の規定により端数の切り上</p>

新	旧
<p>げを行った後の額とする。)を控除して得た額とする(第4項に掲げる場合を除く。)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第16条又は第16条の4」とあるのは「第16条の5の5又は第16条の5の8」と、「第16条第2項」とあるのは「第16条の5の5第2項」と、<u>前項</u>中「第16条第3項」とあるのは「第16条の5の5第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>4 当該年度において、第23条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした<u>納入義務者</u>の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。</p> <p>(1) 第16条又は第16条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の<u>保険料率</u>から、当該<u>保険料率</u>に第23条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号イに掲げる割合を乗じて得た額(第16条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。)を控除して得た額</p> <p>(2) <u>前号</u>に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(第16条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。)</p>	<p>げを行った後の額とする。)を控除して得た額とする(第4項に掲げる場合を除く。)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第16条又は第16条の4」とあるのは「第16条の5の5又は第16条の5の8」と、「第16条第2項」とあるのは「第16条の5の5第2項」と、<u>第2項</u>中「第16条第3項」とあるのは「第16条の5の5第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>4 当該年度において、第23条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした<u>納付義務者</u>の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。</p> <p>(1) 第16条又は第16条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の<u>保険料額</u>から、当該<u>保険料額</u>に第23条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号イに掲げる割合を乗じて得た額(第16条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。)を控除して得た額</p> <p>(2) <u>第1号</u>に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(第16条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。)</p>

新	旧
<p>5 (略)</p> <p>6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第16条又は第16条の4」とあるのは「第16条の5の5又は第16条の5の8」と、「第16条第2項」とあるのは「第16条の5の5第2項」と、<u>前項</u>中「第16条第3項」とあるのは「第16条の5の5第3項」と読み替えるものとする。</p> <p><u>(出産被保険者の保険料の減額)</u></p> <p><u>第23条の5 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納入義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条又は第16条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第16条の5の額を超える場合には、第16条の5の額）とする（第5項に掲げる場合を除く。）。</u></p> <p><u>(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則第32条の10の2で定める場合には、<u>出産の日</u>。第23条の6第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「<u>出産予定月</u>」という。）の前月（<u>多胎妊娠の場合には、3月前</u>）から<u>出産予定月の翌々月までの期間</u></u></p>	<p>5 (略)</p> <p>6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第16条又は第16条の4」とあるのは「第16条の5の5又は第16条の5の8」と、「第16条第2項」とあるのは「第16条の5の5第2項」と、<u>第5項</u>中「第16条第3項」とあるのは「第16条の5の5第3項」と読み替えるものとする。</p>

新	旧
<p><u>（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p><u>（2） 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に1</u> <u>2分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間の</u> <u>うち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p><u>2 第16条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、第16条第2項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第16条の2」とあるのは「第16条の5の3又は第16条の5の6」と、「第16条の5の額」とあるのは「第16条の5の9の額」と、前項中「第16条」とあるのは「第16条の5の5」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条又は第16条の2」とあるのは「第16条の7」と、「第16条の5の額」とあるのは「第16条の10の額」と、第2項中「第16条」とあるのは「第16条の9」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>5 当該年度において、第23条に規定する基準に従い保険料を減額</u></p>	

新	旧
<p> <u>するものとした納入義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納入義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第13条又は第16条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第16条の5の額を超える場合には、第16条の5の額）とする。</u> </p> <p> <u>(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u> </p> <p> <u>(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第23条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号イに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u> </p> <p> <u>6 第16条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、第16条第2項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。</u> </p> <p> <u>7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第16条の2」とあるのは「第16条の5の3又は第16条の5の6」と、「第16条の5の額」とあるのは「第16条の5の9の額」と、前項中「第16条」とあるのは、「第16条の5の5」と読み替えるものとする。</u> </p>	

新	旧
<p><u>8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「<u>出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）</u>」と、「<u>基礎賦課額</u>」とあるのは「<u>介護納付金賦課額</u>」と、「<u>第13条又は第16条の2</u>」とあるのは「<u>第16条の7</u>」と、「<u>第16条の5の額</u>」とあるのは「<u>第16条の10の額</u>」と、第6項中「<u>第16条</u>」とあるのは「<u>第16条の9</u>」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>（出産被保険者に関する届出）</u></p> <p><u>第23条の6 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>（1） 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号</u></p> <p><u>（2） 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号</u></p> <p><u>（3） 出産の予定日</u></p> <p><u>（4） 単胎妊娠又は多胎妊娠の別</u></p> <p><u>2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</u></p> <p><u>（1） 出産の予定日を明らかにすることができる書類</u></p> <p><u>（2） 多胎妊娠の場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類</u></p> <p><u>（3） 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあつては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類</u></p> <p><u>3 第1項の届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行う</u></p>	

新	旧
<p><u>ことができる。</u></p> <p><u>4 第1項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について第1項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。</u></p>	

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和5年12月定例会

議案の 件名	議案第87号 交野市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	政策等 の区分	計画・事業・ <input checked="" type="checkbox"/> 条例 その他（ <input type="checkbox"/> ）			
〈政策等の概要〉		〈他の自治体の類似する政策等との比較〉				
本市が行う国民健康保険の事務については、法令に定めがあるもののほか、この条例に定める。		大阪府の各市町村は同様の改正を行う。				
		〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）				
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他
1,144	572	286			286	
〈政策等を必要とする背景〉		〈将来にわたる効果及びコストの状況〉				
全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、国民健康保険制度において、令和6年1月から出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の均等割保険料及び所得割保険料の軽減措置が講じられることから、本市において所要の改正を行う。						
〈提案に至るまでの経緯〉		〈総合計画等の整合〉				
令和5年5月19日 「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の公布。 令和5年7月20日 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国民健康保険法施行令等の「整備政令」及び国民健康保険法施行規則等の「整備省令」が公布。		まちづくりの目標 政策分野または経営方針 施策	目 標	2 みんなが互いを認め支え合い、笑顔と元気があふれるまち		
			分野・方針	8 健康・医療		
			施 策	1. 地域医療環境の充実		
〈市民参加の状況〉		○その他の計画（該当する場合のみ）				
有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）		計画名称				
		策定年度				
		計画期間				
		〈政策等の実施時期〉		令和6年1月1日		
		担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）		
		市民部	医療保険課	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無（新旧対照表他）		